

アンソニー・ギデンズの行為理論・社会システム理論（四）

——政治の概念をめぐつて——

岡 田 宏太郎

目 次

第一章 行為と言葉（以上、一六五号）

第二章 記号と社会システム

一 行為の媒体としての言語

二 社会システムの構成と権力（以上、一六六号）

三 社会システムと「時空」（以上、一七一号）

第三章 国家と政治——結論

一 国家論批判の課題

1 「国家」に関する言葉の整理

2 抽象化と「国家論」＝「政治学」的言説

補説(+)——「国家論」＝「政治学」的言説の例示

3 抽象・具体・現実・象徴——小括

補説(二)——ギデンズの国家に関する言明（以上、本号）

二 国家論批判の展開

第三章 国家と政治——結論

一 国家論批判の課題

以下の課題は、ギデンズの国家論の明確化である。

記号と社会システムとの本質的連関を論じた前章までの主要論点は、実践と区別された、記号ないし観念、言説の批判的相対化であった。マルクスの哲学が観念論批判であり、また経済理論が経済学批判であつたように、ギデンズ構造化理論は、いわば記号批判、あるいは言葉の批判なのである。したがって、ギデンズ国家論は、本質的に「国家論」批判、あるいは国家に関する言説の批判だと予想される。さらに、ギデンズも認識しているように、近代国家と「政治」の観念は、相互関係の中で発展してきた以上([79]: 108, 「一九。ギデンズはここでM・ウェーバーを参照している」)、国家に関する言説の批判は、「政治学」の言説に対する批判をも含意するだろ⁽¹⁾う。この「國家論」=「政治学」批判は、構造化理論から切り離しては理解できないが、ギデンズの国家や政治「[政治]」に関する個々の言明は、必ずしも分かりやすい形で構造化理論と結びつけられてはいない（むしろ、これから批判の対

象とする言説と同様の問題をもつようみえる部分もある⁽²⁾)。そこで以下では、い)今まで明確化をはかつてきたり構造化理論を、国家の理解にあてはめ、構造化理論自体から「国家論」批判を展開する」とを中心的課題とする。

ところで、ギデンズは、極めて「抽象的」にみえる構造化理論の、社会の研究に対する意義を論じる文脈で、構造化理論は「経験主義的研究」に役立たないという批判を拒否しつゝ、構造化理論を、あらゆる人間の行為の分析に応用され、社会の研究に必要な感受性を提供するものとしている（[89]：293-296）。そして、このような感受性に関する指針として、①「二重の解釈学」の含意するエスノグラフィックな側面の必要性、②行為主体の能力への感受性、③社会生活の時空的構成についての感受性を挙げ、さらに、これらの指針を、構造化理論の批判理論的含意と結びつけている（[84]：284-287）。この三つの指針の内容は、既論した、行為主体による実践的知識の時空的発動としての構造化の言い換えに他ならない。これらの指針は、あらゆる行為の分析に当てはまり、（また、行為と記号＝言葉とが、自己言及的に一体である以上）あらゆる記号＝言葉の分析にも当てはまる。すなわち、言葉に焦点をあてる構造化理論にとって、「経験主義的研究」と、一般理論としての「国家論」との間に、本質的な違はないのである。今から論じる記号の批判、「国家論」批判とは、い)のような普遍性をそなえ、加えて、批判理論であるところの（ただし、ハーバーマスのそれとは異なる⁽³⁾）構造化理論の性格を念頭に置いている。

やはり既論のように、ギデンズは、社会学の古典のみならず、現代哲学における「言語論的転回」linguistic turn以降の、言語哲学の諸理論の検討から構造化理論を精緻化していく。この点からも、以上の課題は、「言語論的転回」の、「国家論」と「政治学」への含意の提示であるといえる。近代の「国家論」＝「政治学」は、通常、言語論的、記号論的視角から論じられてきたわけではない。しかし、以下で主張するように、言葉の問題に注目する国家の考察こそが、国家論を苛んできた諸問題に対する構造化理論の解決を明確に示すことができる（そして、そ

の鍵は、第一章で展開した言語 = 「道具」論の批判にある⁽⁵⁾)。そもそも、「言語論的転回」を踏まえた構造化理論においては、「国家」という言葉、さらに「国家」に関する言葉ないし記号の産出は、国家の産出そのものであり、それ以外に国家の産出はあり得ず、したがって、それ以外に国家論で扱うべき問題もあり得ない——この立場は、行為論と意味論の同一性として、あるいは、行為と言葉の産出の自己言及的・一体性として、既に論じられ、また前章では、「二重の解釈学」に即して（言葉の産出は、「学問」的観察者によるものも、日常的行為主体 lay actor によるものも、等しく行為と社会システムの産出を意味することとして）さらに展開された。本章の課題は、この前章の「二重の解釈学」の議論を引き継ぎ、これを国家論の諸問題に即して展開することで果たされる（ただし、この前提として、「二重の解釈学」のさらに厳密な理解が必要である⁽⁶⁾）。

国家に関する言葉、記号とは、「学問」的言説、すなわち「国家論」 = 「政治学」の言説も含み、極めて多様かつ広範である。そこで本稿では、まず、いくつかの視点の設定により、国家に関する言葉を整理、理解しておきたい。一方、この今日の国家に関する言葉の理解は、既論のギデンズ近代論——近代は、反省的自己規制の全面化、実践の「時空」へのめ込みの破壊、分離した「時間」と「空間」の観念により特徴づけられた（三の3）——を前提としている。近代の国家に関する言葉は、やはり近代特有の「時間」・「空間」観念と結合している。国家に関する言葉の整理の後で、この結合に着目し、「国家論」 = 「政治学」的言説の特質をさらに突き詰めておくことにしたい（こゝで明確化される批判の対象の特質は、「学問」的観察者と日常的行為主体とが融合していく近代においては、日常的行為主体としてのわれわれの「常識」的表象の特質でもあるといえる）。以上のような手順で、批判の対象の明確化がはかられる。

1 「国家」に関する言葉の整理

(1) 循環論法

本稿の批判の対象としての、「国家」に関する言葉の整理をはじめよう。⁽⁷⁾

第一に、「国家」に関する言葉・記号は、本稿の用語でいう、「国家」と「同値」の関係にある言葉・記号として理解できる。同値については、前章で、貨幣ないし等価形態と「仕事場」を例に、一方の言葉・記号の成立が、実質的にもう一つの言葉・記号の成立を含意することとして論じた（前章、三の1）。このような意味での「国家」と同値の言葉として、「政治」の他、いわゆる「国家の三要素」（「主権」、「領土」、「国民」）。これらに「政府」や「法体系」を加えてもよい）が代表例として挙げられる。実際、ギデンズは、「国家」と「政治」について、ウェーバーによりつつ、「政治」が近代「国家」の出現との関係で理解されてきたことを指摘するのみならず、マキアヴェリやボダンが「政治」について語る時、彼らは近代国家の形成を助けており、国家の成員の大部分が「主権」に関する一連の諸概念をマスターした場合に、主権国家が成立したといえる、ともう（[85a]: 210）。いじては、「國家」と「政治」、「國家」と「主権」との関係は、実質的に循環論法をなしている。すなわち、近代国家と、「政治」、「主権」の同時的成立の指摘は、（この指摘だけを構造化から切り離して取り出せば）「政治」を近代国家からの説明し、近代国家を「政治」から説明するという循環論法を含意するのである（なお、福田歎一氏による、ボダンにおける「国家」と「主権」の循環論法——国家の定義の中で、主権的権力をもつた統治という一方、主権を説明して、国家の絶対的な権力とする——の指摘がある。福田歎一『政治学史』東京大学出版会一九八五年、二七二頁）。本稿でいう同値とは、諸観念がこのよくな循環論法をなすことに他ならない。この循環論法は、「国家の三要素」全体

に及んでいる。すなわち、「主権」の確保は、確定された「領土」と「国民」なしには（ど）の誰を「国民」とするのか明確でなければ意味をなさず、つまり、「主権」の説明には「領土」や「国民」への言及が不可欠であり、逆に、「領土」や「国民」とは何か説明するためには、「主権」への言及は不可欠である。この事情は「政府」や「法体系」を加えても全く変わらず、「政治」や「国家」は、これらの言葉とも循環論法を形成している。

「自己準拠」を中心的概念とする、ニクラス・ルーマンの社会システム理論は、社会システムの産出の原理として、以上のような循環論法を積極的にとらえ直すものに他ならない（Niklas Luhmann, *Soziale Systeme*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1987. ノクラス・ルーマン『社会システム理論（上）・（下）』佐藤勉監訳、恒星社厚生閣一九九三年、一九九五年。「自己準拠」Selbstreferenzは、自己言及と訳せるが、本稿で論じた自己言及と区別するため、佐藤訳に倣い「自己準拠」としておく）。「自己準拠」とは、システムが「複雑」なその環境に対し、環境の「複雑性」を縮減して——すなわち、システムが環境をシステム内部で自ら構成するようにして——環境に関係するという意味で、システムが自分自身に関係するように作動することをいう。この「自己準拠」システムの中で、同値の関係にある言葉は、循環論法的に再生産され、また、これによりシステムは再生産される。このルーマン社会システム理論において、「国家」は、政治システムの「自己準拠」的情報処理の準拠点、すなわち、政治システムの「自己描写」だとされる（ebd. S.626-627、邦訳八四四、八九八頁）。「自己描写」としての「国家」は、政治システムの閉鎖性と開放性の結節点であり、この「自己描写」により、政治システムの要素は、環境からの閉鎖性を確保しつつ環境からの情報を取り入れて機能し、政治システムは統一体として補強され再生産されていく（これは「国家の三要素」の統一性の補強を意味するが、ルーマン自身強調するように、）」に「矛盾」がないわけではない——後論）。

本稿で批判的相対化の対象とする言葉は、まず、以上のような「自己準拠」的・循環論法的関係を構成する言葉としてとらえられる。ルーマンは、「自己準拠」は、社会システムが成層的に分化した社会から、機能的分化を遂げた社会へと転換し、それぞれの機能システムが自律的に存立して初めてみられる（すなわち、近代社会でのみ見られる。*ebd.*, S.624, 邦訳八四一頁）とする一方、行為主体 agent を徹底的に排除し、agent 概念をもつことゆえに、ギデンズを名指しで批判しあえする (*ebd.*, S.58, 邦訳四六三頁)。このルーマンの批判は、構造化の観点=行為主体の観点からは、近代の言葉の体系=「自己準拠」的、循環論法的システムが批判の対象となることと、まさに裏腹の関係をなしている。⁽⁸⁾

(2) 「国家」に関する言葉の重層性、複合性

国家に関する言葉・記号は、勿論、「政治」や「國家の三要素」に限られない。国家に関する言葉には、「国家」、「政治」や「國家の三要素」に、また「政府」や「法体系」に、さらに関連していく多数の言葉・記号が含まれ、それらは、多層的、重層的に序列づけられ、また、相互作用しつつ、産出され、変容していく。「政府」という言葉についても、中央と地方の区別があり、それぞれの階級的、縦割り的な組織と機能に関する、膨大な数の言葉・記号が存在する。これらの言葉は、相互関係を形成しつつ、さらに、「政府」以外の言説とも相互関係を形成しつつ、そしてさらに、相互関係の中で新たな言葉・記号を（あるいは、無視される言葉や死語）生み出しながら、日々産出されている。ルーマン社会システム理論の焦点の一つは、この分化の動態の把握に他ならない。

こうして産出されている、膨大な言葉を整理する視点として（ルーマン社会システム理論にとつては、「自己準拠」的システムを見いだす視点として）、言葉の指す範囲による序列づけからくる、言葉の成層的ないし重層的性格や、他の言葉との相互関係を考慮する必要性に由来する、言葉の多面的、複合的性格に着目することができる。

単純な例でいえば、前者の重層性は、「政府」において「省」は「局」や「課」よりも「上」に位置するという上下関係にみられ、また、後者の複合性は、省際的な「事務次官会議」は、ひとつの中の省庁内の「調整」よりも、複数の省庁の関連の中で理解されねばならないという意味で、複合性が高い、という意味で理解してよい。本稿の、国家に関する言葉の整理の二つ目の視点は、このような言葉の重層性と複合性への着目に他ならない。

イギリスの国家理論家B・ジェソップは、この重層性、複合性への着目から、国家論の理論的解明の対象を整理している例といえる。ジェソップによる三つの図では、重層性は「抽象」・「具体」の軸に、複合性は「単純」・「複雑」の軸に反映されている。図3は、「生産一般」

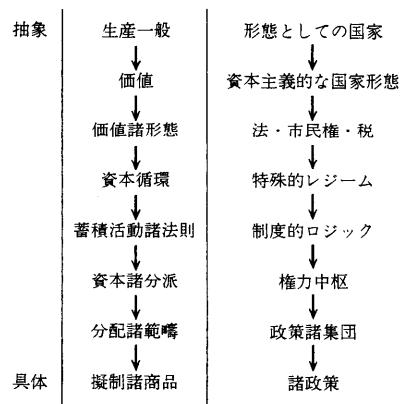


図3

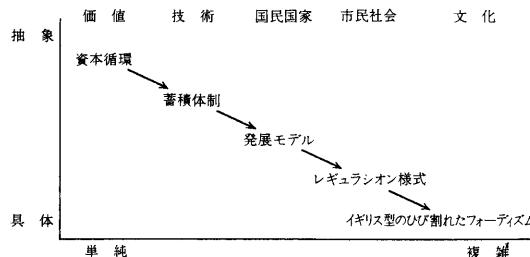


図4

と「形態としての国家」について、「抽象」から「具体」へのカテゴリーの序列を示し、図4は、図3の「生産一般」と「形態としての国家」の区分をさらに拡充し、「単純」と「複雑」という横軸として設定し直し、これと「抽象」・「具体」の縦軸の形成する座標における、諸カテゴリーの位置づけを示している。この図の中程にある「蓄積体制」や「レギュレーション様式」⁽⁴⁾とは、過度に抽象的で単純な議論（例えば「経済決定論」）と、反対に、過度に具体的かつ複雑で、厳密であるが視野の小さな議論の両極を避ける、「アクチュアル」な分析を可能にする「中範囲」の概念として位置づけられる。さらに図5では、横軸を「経済」・「政治」・「言説」に整理した上で、諸カテゴリーの連関が示される。こうして、ジエソップは、「抽象」から「具体」への道がただちに「単純」な諸規定から「複雑」な諸規定への歩みとは同じではないことを主張し、理論的分析の多次元的性格と因果関係の複数性を示そうとするのである。図5の座標の中で、多次元的で、因果関係の複数性に特徴づけられた諸カテゴリーは、相互作用しつつ、ダイナミックに変容していく。そして、ルーマン社会システム理論との邂逅を経たジエソップ

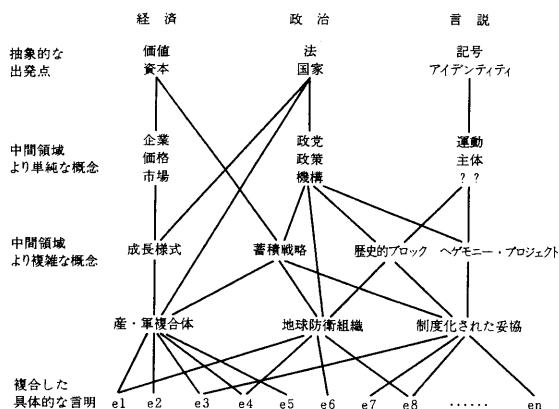


図 5

は、」の過程を、ルーマン的な「構造的カップリング」structural coupling あるいは「共一進化」co-evolution の過程としてとらえていくのである（ルーマンとジェソップについてはさらに後で論じるが、両者の理論の核心には、等しく言語「道具」論から派生する問題があり、したがって、ジェソップが承認するよりもむしろに両者の違いは小さく、また、構造化の観点からは等しく批判の対象となる）。

2 抽象化と「國家論」＝「政治学」的言説

(1) 抽象と具体

国家に関する言葉の整理のための二つの視点は、「抽象」と「具体」の関係への着目である。ここでいう「抽象」とは、ジエソップ的な「抽象」・「具体」とは異なり、任意の言葉、記号ないしカテゴリーに対する意識的な反省作用であり、この意識的な反省作用の産物を、抽象的な言葉・カテゴリーと呼ぶ」ととする。この抽象化により、重層性、複合性が含意する、より広義の、あるいはより限定された言説やカテゴリーが獲得される場合がある（すなわち、抽象化により、多層的、複合的次元がとらえられる）ことを否定するものではないが、二つの視点は原理的に区別される。抽象化では、あくまでも反省作用が問題であり、重層性、複合性が伴う、言葉ないしカテゴリーの上下関係、水平的関係や、言葉ないしカテゴリーの指す範囲の大小が問題なのではない（すなわち、言葉やカテゴリーの「時間」・「空間」的関係や「時間」・「空間」的妥当範囲が問題なのではない）。したがって、ジェソップの「抽象」・「具体」・「単純」・「複雑」の軸の、どこに位置づけられるカテゴリーであっても、本稿のいう「抽象」・「具体」を問題にできる。すなわち、一般理論の対象としての「国家」についても、限定された「経験主義的研究」

の対象についても、等しく「抽象」・「具体」を問題にできるのである。

抽象的な言葉ないしカテゴリーは、換言すれば、「学問」的観察者の言葉、カテゴリーであるともいえる。再三述べたように、「学問」的観察者と日常的行為主体との原理的区別は存在せず、また、近代において両者は融合していくが、両者の言説は、相対的に区別できる問題を提起している。われわれは、日常的行為主体として、国家に関する言葉を、通常その正確な意味について特に疑問をもたず、また、しばしば「学問」的な「冷静」⁽⁴³⁾さからかけ離れた感情を伴つて使い得る一方、これらの言葉は、「学問」的に、「冷静」、「厳密」に検討され、抽象化されることにより、次に示すような「学問」的問題を引き起こす。すなわち、国家に関する言葉は、「学問」的に抽象化されるや否や、国家論を長らく苛んできた、二つの対立＝アボリアに逢着するのである。その第一が、「主体」と「客体」の対立＝アボリアであり、第二が、「部分」と「全体」（または「個」と「全体」）の対立＝アボリアである。

(2) 二つのアボリア

ここで、言葉の抽象化によるアボリアの発生という視点から、近代の「国家論」＝「政治学」的言説——やはり批判の対象である——の展開の整理を試みよう。

国家に関する言葉をめぐる「主体」と「客体」のアボリアとは、国家を「主体」とみるのか、または、「客体」とみるのかという問題に他ならない。これに対し、後者の「部分」と「全体」のアボリアは、さらに二つに分けて考えることができる。まず、「部分」と「全体」の対立は、国家自体を、社会の「部分」とみるのか、それとも社会の「全体」とみるのかという対立として理解できる。この意味での「部分」説対「全体」説の対立の存在は、D・イーストンにとって、国家概念の曖昧さを示すものであり、彼が政治学の理論的道具としての国家概念を拒否する

理由のひとつとなつた。「部分」としての国家は、「政府」ないし行政機構と区別できず、「政府」と区別された國家という用語を維持する」とはやめなくなるのである（とすれば、国家論は、国家＝「全体」説を探らざるを得なくなる）。一方、福田歎一氏は、国家の言葉の系譜を、①第一次集団が同時に政治社会の意味をもつた古典古代的人的団体（ギリシアのポリス、ローマのキヴィタス等）である国家pcと、②近代ヨーロッパで成立する、国家の(state等)——権力とその支配機構を意味する——と、さらに、③国家N(nation等)——人的団体の近代版。国家Sは国家Nの「外枠」である——とを区別して整理している。国家Sは、いじでいう「部分」としての国家に、国家Nは、「全体」としての国家にあたると考えてよい（福田氏は、近代に成立した国家という言葉が伴う日常的実感を、安易に過去の事象の理解にもちこむことを強く戒めているが、これからさらに論じるように、国家S、国家Nと同様、いじでいう「部分」と「全体」の観念も、まさに近代に表面化するアポリアである。⁽¹⁴⁾）

次に、二つの意味での「部分」と「全体」の対立＝アポリアとは、「全体」と、その「全体」に对抗する「部分」ないし「個」との対立、という意味での対立＝アポリアである。「国家」対「市民社会」という問題設定は、このアポリアのホピュラーな表現だといえよう。⁽¹⁵⁾ このアポリアにおいて、「全体」は、「国家」とも「社会」とも呼ばれる一方、「部分」の呼び名も多様であり、「市民社会」とも、さらに、どちらも「社会」とも呼ばれる。しかし、勿論ここでは、呼び名ではなく、実質的に意味する所が重要である（なお、「部分」ないし「個」が、文字通り「個人」であるが、それとも「全体」の中の個々の「集團」であるかも、さしあたり問題ではない）。以上の二通りの「全体」と「部分」の対立は、区別できる一方で、関連もしている。「国家論」＝「政治学」的言説において、第二の意味での「部分」（「個」）が「有力」であり（あるいは「有力」であるべきだとされ）、国家の「全体」性が制約、否定されれば、国家は、第一の意味での「部分」たらざるを得なくなる（いじのような状況は、「個人」

の公権力からの自由を主張する自由主義一般や、それ自体極めて多様である多元主義的国家論、政治論が論じる所である）。そして、このような事態に際し、国家はその「全体」性を再主張するかも知れない。これも、極端には全体主義的国家観まで多様な形をとり得る。後者の場合には、「部分」と「全体」のアポリアは、自由主義対民主主義という古典的問題として表明されるだろう。

以上のような「部分」と「全体」のアポリアは、「主体」と「客体」のアポリアと組み合わされて表明され得る。すなわち、「全体」としての国家を、「主体」とみるのか「客体」とみるのか、あるいは、「部分」としての国家を、「主体」とみるのか「客体」とみるのか（加えて、国家に対抗する「部分」ないし「個」を、「主体」とみるのか「客体」とみるのか）、という問題が提起され得る。この問題は、構造化＝自己言及的メカニズムの把握により解決される、主観主義と客観主義の対立の問題とは、レベルを異にする。主観主義と客観主義の対立を解決する構造化＝自己言及的メカニズムの解説は、言葉ないし記号を産出していく実践の「土台」部分——図1（再掲）の①——の解説に他ならない。これに対し、国家論のアポリアは、「国家」という言葉の成立を前提とし、「国家」とは何かを問うことから生じている。すなわち、抽象的アポリアは、「上部構造」のレベル——図1の②、③——で展開しているのである。われわれは、以上の抽象的アポリアに、次のように対処することに満足しない。ま

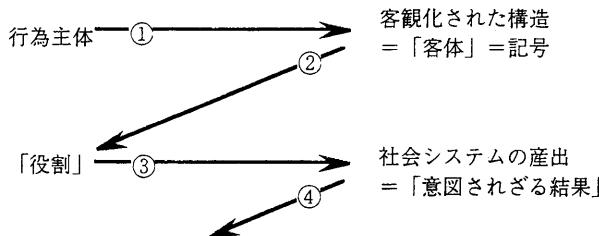


図1（再掲）

ず、「國家」という言葉の用例を、「主体」または「客体」、「部分」または「全体」を指しているものに「分類」することにより、実質的には問題を回避すること。これには、アポリアの両極に対し別々の用語をあてて区別すること、例えば、「部分」を「ステート」とし、「全体」を「ネーション」として区別する場合が含まれる。これらの場合、アポリアの存在自体がそもそも問題とされない。これに対し、アポリアの存在を問題とするが、自覺的な「政治」的、「学問」的立場の選択により、アポリアの両極をなす一方を探り他方を棄てる（自覺的に「主体」または「客体」、「部分」または「全体」のどちらかを選ぶ）ことで答えること。さらに、これらのアポリアの対抗関係の通時的、歴史的変遷（ある時には、アポリアをなす一方が有力、重要になり、別の時には、もう片方が有力、重要になる、といった過程）を明らかにすることで答えようとする⁽¹⁸⁾こと。さらに、アポリアを国家の構造的特質としてとらえ直し、その機能的、過程的動態をみると問題を解決しようとすること（これについては、次の補説⁽¹⁹⁾で示す）。さらにヘーゲルの試み⁽²⁰⁾……。

国家に関する「学問」的用語は、日本語には外国語からの翻訳により導入されたが、そのヨーロッパの起源においては、それらは職業的な「学問」的観察者の言葉ではなく、実際に日常的行為主体が「政治」について語る時に用いた言葉であった。近代性の高まりの中で、日常的行為主体と「学問」的観察者の融合がすすみ、言葉が「学問」的反省的作用を被るにしたがい、抽象化に伴うアポリアが発生し、さらに、このアポリアが、その両極をめぐる運動を形成し、さらにアポリアに対処しようとする言説を産出していく——こうして、近代の「政治学」＝「国家論」的言説は展開していく。しかし、本稿の視点からは、以上のような言説は、問題の解決ではなく、問題の延長であるか、または、答えるべき問題の明確化に他ならない（問題の明確化には、勿論「学問」的意義を認め得る）。

補説「——「國家論」＝「政治学」的言説の例示

（い）では、國家の構造的特質と機能的動態の解明を試みる「政治学」＝「國家論」的言説とはいかなるものか示しておきたい。この提示の目的は、その理論と理論家自身の理解にとり重要な論点を要約することではなく、あくまでも本稿の視点の明確化にあり、また、ここで言及する理論家の言説が政治学ないし國家論において特に重要なと積極的に主張するものでもない。問題は、以下のような「國家論」＝「政治学」的言説に、抽象化の契機とその展開を見いだすことである。

（1）「社会契約説」におけるアポリア

近代に先立つ、ヨーロッパ中世における国家（用語としては、civitas, regnum）は、相続や新しい契約により可変的な人的契約関係で形成された分権的支配の集積であり、したがつて、中世国家の国王は安定した国境や国民をもたなかつた。このような分権的支配の集積としての中世国家と、それらにその總体としての普遍世界（キリスト教共同体）の秩序は、有機体との類比により、イメージされ理解された。中世の国家の法はつくりだされるのではなく、慣習と契約の中に見いださるべきものであつた——このような中世的觀念に対抗しつつ、絶対王政から近代の国民国家の成立期において、「社会契約説」を始めとする国家に関する新しい学説、国家觀が産出される。新しい国家觀は、新しい言葉と結びついていた。その代表が、国家 state と主権 sovereignty である。新しい国家觀の基本問題は、中世的自然法に基づく秩序觀を克服し、人間の作為（「主体」的行為）により、いかにして「部分」（その究極が「個人」）が、秩序ある「全体」を構成するのかを構想する」とにある（いわゆるホップス的「秩序問題」とは、この問題意識の端的な表現に他ならない）。すなわち、新しい国家觀（「社会契約説」では state や sovereignty

という用語自体は必ずしも好まれなかつたが) では、主権を有する国家は、人間の意識的な作為=「主体」的行為(「社会契約」とそれに基づく統治)により創出される(べき)ものと考えられ、また、この国家は、近代以前には政治体から排除されていた被治者を「国民」として構成員に含む(べき)ものと考えられたのである(「部分」による「全体」の構成)。この主権国家は、外には他の主権国家に対し、内には「国民」に対し(他国との主権の相互的承認と、「国民」との社会契約とにより)、明確な国境をもつ領土内では、何者にも従属することのない独占的権力を有する(べき)とされる。つまり、近代的な「主体」的行為の意識化は、国内的レベルでも、国際的レベルでも、「部分」と「全体」との対立の意識化、明確化と結合しているのである。

社会契約説の中でも、ホップス、ロック、ルソーのそれには重要な違いがある。社会契約という行為により、被治者を含む「全体」としての主権的国家が創出される点で三者は共通しつつも、国家の「主権者」として、ホップスは、他のすべての者の自然権を譲渡された一人の絶対君主を想定するのに対し、ルソーは「一般意思」という「全体」をその担い手とした。このため、ホップスにも「抵抗権」を承認する余地はあるものの(なぜなら、ホップスにおいても、主権者への自然権の譲渡は生命の安全の確保が前提条件だから)、ひとりの主権者への「全体」の服従が、秩序の形成において決定的に重要にならざるを得ない。これに対し、「全体」自体を主権者とするルソーは、現実的に確立し機能させることができることとなる。これに対し、議会の主権を構想するロックは、ホップスとルソーのいわば中間に位置づけることができる(正確には、ロックは、主権ではなく「至上権」 supreme power といった)。ロックは、至上権=主権のありかについて、国王か「全体」か、という二者択一に対し、中間的な解答を与えるのである。ロックによれば、政治社会の構成員である「個人」と議会とは「信託」 trust により結ばれる。すなわち、ロックの政治社会の形成的説明は、一人の国王、または「一般意思」という「全

体」の「主体」的行為にたることなく、「個人」と「全体」とを媒介する議会を結節点とする過程としてとらえられることでなされる。この過程を構成するのは、各構成員の「主体」的行為（「信託」）と議会の相互関係である。他の二者で重きをしめる国王や「一般意思」は、人格的、「主体」的に現象するのに対し、ここでロックが構想する議会は、より客観的な制度」「客体」として現れている。つまりロックは、政治社会の形成を、「主体」と「客体」の相互作用の過程としてとらえるのである。これにより、国王と「全体」の二者折一への中間的立場のみならず、政治社会の構成員である「個人」と「全体」という対立にも、中間的な解決が与えられる——「主客」の相互作用のアイデアが、二つの意味での「部分」と「全体」の対立の解決に結びつけられるのである（以上は主に福田歎一『政治学史』（東京大学出版会一九八五年）による）。

国家論の理論史を抽象的レベルでとらえた時、以上のような、アポリアの提起と、それに対するロック的な中間的立場の表明は、以下でみるような、理論史において繰り返されてきたパターンの原型を示していると考えられる。

(2) ヘルマン・ヘラー『国家学』

ドイツに目を向けてみよう。一九世紀のドイツでは、当地での市民革命の切迫と失敗を背景に、復古的な国家有機体説が唱えられた。これを、それぞれ全く逆の方向から批判したのが、かのカール・シュミットと、純粹法学のハンス・ケルゼンであった。ケルゼンは、有機体のたとえにより自然化、擬人化され、その権威が神秘的に正当化されたドイツ国法学の国家概念を、カント的な存在と当為の峻別の觀点から批判し（これは彼の師でもあったG・イエリネックから継承した点である）、国家を純粹な當為の体系たる法規範に還元した（有機体的「主体」としての國家の実在の否定）。一方、シュミットは、國家の本質を例外的状況における決断能力に見いだし、国家の「主体」的性格を、明確で強力な意思に高めて提示した。シュミットにとって、国家は規範をもたない意思権力である

(べきである)。

この両者の対極的な国家観を、ワイマール共和国の積極的擁護という関心に支えられつつ、批判的にのりこえようとしたのがヘルマン・ヘラーであった。ヘラーは、「部分」と「全体」、「主体」と「客体」のアポリアを理論的问题として正面から自覺し、アポリアの解決として、国家を、「行為構造」、または「形態化（構造化）された生活」と定義した。「行為」や「生活」は、「主体」的いとなみであり、「構造」や「形態」が「客体」の要素にあたることとはいうまでもない。これらの国家の定義は、復古的国家有機体説が想定する、国家の自然的統一性を前提とすることなく、さらに、国家の統一性的担保を、カール・シュミットのいう意思権力（「主体」的）、または、ハンス・ケルゼンのいう法規範（「客体」的）に、一方的に求めることなく、国家論のアポリアをのりこえようとするヘラーの立場を示すものである。ヘラーは、国家を、法規範や、反対に、意思権力に還元すること（つまり、国家学の法学への還元と、「政治」の「友敵」対立への還元）に反対し、国家と法規範との矛盾をはらんだ相互作用、国家の統一性を促進する作用と、それを阻止する作用との相互作用を強調し、政治学的な国家学をうちたてようとしたのである。ヘラーにとって、国家は有機体的統一でも、社会契約説のいうように「個人」の意思により形成されるのでもない。ヘラーは、「全体」または「個人」のいずれの孤立化、絶対化にも反対し、国家を人間の活動の統一体であるとする。国家の統一性は、意欲と當為の「弁証法的統一」である人間の現実的活動により、結果として創りだされるのである。

こうして、理論的アポリアを解決する現実的活動の領域として「政治」と「政治学」を擁護するヘラーは、これを理論として唱えるに止まらず、自ら社会民主黨員として現実の「政治」的活動にコミットし、理論的敵手であるシュミットとさらにナチス自身と対決したのである（ヘルマン・ヘラー『國家学』、原書一九三四年、安世舟訳、

未来社一九七一年²⁴⁾。

(3) 西欧マルクス主義国家論の新展開

一九六〇年代終盤に始まる、いわゆる西欧マルクス主義国家論の新展開の中から、ヘラーと同様に、自覺的にアボリリアと格闘する觀点を展開していくのが、先にもみたボブ・ジエソップである。²⁵⁾ 西欧マルクス主義国家論の新展開は、第二次大戦後の先進資本主義国における国家と経済の変容、既存の社会主義体制への幻滅の拡がり、パリ五月事件等の先進資本主義国における新たな大衆運動の発生等を背景とし、理論的には、国家を階級支配の道具に還元することに反対し、経済的領域に対する国家の相対的自律性を認め、相対的に分離した「政治」と「経済」の、矛盾をはらむ相互連関の分析を重視し、このような問題関心から、戦後の先進資本主義諸国における「民主主義」、「ケインズ主義的福祉国家」の展開、危機、再編の諸段階と、各国の種差的特徴の具体的分析、さらにこれらを踏まえた左翼勢力の「政治」戦略の構想を指向した。すなわち、西欧マルクス主義国家論の新展開は、「経済」と「経済学」を土台とするマルクス主義の伝統における、「政治」と「政治学」の自己主張でもあった。

このような理論展開を総括しようとするジエソップは、国家に対するマルクス主義的アプローチを、資本の論理による国家の構造的、形態的規定を強調する「資本—理論アプローチ」と、「経験主義的」にとらえられる階級闘争とその勢力バランスから国家を説明する「階級—理論アプローチ」とに大別しつつ、これを架橋するものとして、自らの「戦略—関係的アプローチ」を提起する。「資本—理論アプローチ」は、本稿の関心からいえば、「客体」と「全体」の要素を、「階級—理論アプローチ」は、「主体」と「部分」の要素を強調するのに対し、ジエソップはそれらを架橋する中間的立場を提起しているのである。すなわち、ジエソップは、国家を「諸階級間の力関係の物質的凝集」と規定するニコス・プランザス（「諸階級」は「主体」的要素、「物質的凝集」は「客体」的要素とみなせ

る)を、彼の理論的先行者として承認しつつ、国家を、構造（「客体」的）と戦略（「主体」的）の相互作用、すなわち、「構造と戦略の複雑な弁証法」からなる「戦略的選択性」としてとらえる。さらにジェソップは、方法論に即しても、やはりプランザスから示唆を得て、先行する二つのアプローチをとらえ直し、国家をとらえる理論レベルとして「抽象的」にすぎる「資本の論理」と、他方、「経験主義的」にすぎる「階級闘争」の理論とに対し、両者の中間に位置する「アクチュアル」な理論レベルを設定し、このレベルの概念——「中範囲」の諸概念——である「蓄積戦略」や「ヘゲモニー的企図」（「主体」的）と、「経済」、「政治」、「イデオロギー」的諸制度（「客体」的）との、相互作用の分析的重要性を主張するのである。

自らのアプローチのマルクス主義的性格を自認するジェソップの言説は、勿論ロックともヘラーとも異なる。しかし、三者の具体的言説を抽象的にとらえ直せば、共通のアポリアが問題にされ、また、共通の解決が与えられていることは明らかである。すなわち、国家を「戦略的選択性」（の「場」とし、それを「アクチュアル」な理論レベルでとらえようとするジェソップの観点は、ロックの、「個人」と「全体」を媒介する、議会を結節点とする過程をとらえる観点や、ヘラーの、国家を「行為構造」または「形態化（構造化）された生活」とし、アポリアを解決する現実的活動の領域としての、「政治」と「政治学」を擁護する観点の再現であることは明らかである。理論家たちは、彼らを取り巻く個性的、一回的な歴史的状況に直面しながら理論的言説を鍛え上げ、その言説には歴史的個性が色濃く刻印される。抽象化とは、こうした各理論家の言説の個性にもかかわらず、理論家のいとなみに共通してみられる、アボリアを明確化し、展開していく「学問」における意識的、反省的作用であり、また、このような三者の共通性を浮き上がりさせ、理解する、われわれ自身の意識的、反省的作用に他ならない。そして、このような反省的作用が、近代の「国家論」・「政治学」の言説を展開させてきたのである。

3 抽象・具体・現実・象徴——小括

(1) 抽象的アポリアと多層的、多面的言説

先に、第二の視点とかかわり、ジエソップの理論を、国家に関する言説をその重層性、複合性に基づき整理する例として挙げた。この重層性、複合性へのジエソップの着目は、第三の視点から展開した、抽象的アポリアの解決の試みでもある。すなわち、重層的、複合的に接合された規定の構築により、説明の「全体」の論理への還元と、「部分」に限定された説明との両極を避け、同時に、「主体」と「客体」の相互作用も多層的、多面的に把握されるのである。このように、言説の整理のための二つの視点は、ジエソップにおいて交差している。加えて、ジエソップは、循環論法的視点、すなわちルーマン的「構造的カップリング」、「共一進化」概念も導入していた。この意味で、ジエソップの言説には、近代における「国家論」＝「政治学」的言説の性格——アポリアを開拓し、逆に、アポリアにより展開され、また、アポリアゆえに、重層的、複合的に展開され、循環論法を（潜在的または顯在的に）構成していく——が、よく示されているといえる。

以上のように整理、理解できる近代の「国家論」＝「政治学」的言説は、前章でみた、ギデンズが近代の特質の一つとして論じた「時間」・「空間」の観念と結合している。換言すれば、近代の「時間」・「空間」観念は、近代の「国家論」＝「政治学」的言説のマトリックスとなっているのである。ジエソップのいう「抽象」と「具体」は、当該カテゴリーがカバーする「時間」・「空間」的範囲の相対的な大小と対応し、「中範囲」という用語が、この「時間」・「空間」的イメージと結合していることは明白である。また、「主体」と「客体」のアポリアを、「主体」と「客体」の相互作用の過程に、また、循環論法を自己準拠的システムの動態に捉え返すことは、言説的なアポリアない

し論理を、「時間」・「空間」的次元に投影し、移しかえることを意味している。こうして、近代の「国家論」＝「政治学」的言説は、「時間」・「空間」的次元で、「無限」の過程・動態を形成しつつ、展開していくのである（「時間」・「空間」については、さらに後論）。

(2) 具体と現実

以上のような近代の「国家論」＝「政治学」的言説が、本稿における批判的相対化の対象である。

構造化理論による言説批判の基本的メカニズムは、すでに第一章で論じた。これに続き、本章では、「国家論」＝「政治学」的言説を抽象化し（すなわち、「具体」から「抽象」へ「下向」）、抽象的アポリアが展開する次元（これが「学問」的観察者の観点の次元である）を見いだした。以上の二つの章の論点には、言説の批判的把握のメカニズムの二重性が表れている（後論するように、これが「二重の解釈学」の二重性と対応している）。すなわち、まず、「土台」には、第一章でみた（「学問」的観察者の観点＝認識論的観点を否定する）存在論的転換による、構造化＝実践の観点からの言葉の批判的把握があり、さらにその上には、言説の抽象化が展開する「上部構造」の次元が存在する。以下の課題は、後者の「上部構造」の「抽象」・「具体」の問題を、さらに国家に即して明確化し、抽象化を遡行する（抽象から「上向」）していく方法論の原理の全体像を提示することに他ならない。

ところで、ジエソップは、彼の方法論を論じる際、マルクス「経済学批判要綱」への序説（邦訳、マルクス『資本論草稿集①』資本論草稿集翻訳委員会訳、大月書店一九八一年）における、「具体」をとらえようとするマルクスの 方法論を参照しているが、構造化理論をやはりマルクスの『要綱』で示された観点の精緻化だとするギデンズの立場からは（前稿²³）、一の1、「序説」におけるマルクスの 方法論の理解も、当然ジエソップとは異なつてくる。ギデンズ自身は直接「序説」の 方法論に即して彼の 方法論を展開しているわけではないが、構造化理論の観点から

マルクスの「序説」の方法論を解釈すれば、次のようになるだろう。

マルクスは「序説」において、生き生きとしたものを、抽象化して終つてしまふ従来の「経済学」の分析を批判し、抽象的規定を積み重ね、多くの諸規定と諸連関からなる「具体」を獲得する方法をとるヘーゲルを確かに擁護する。⁵⁴しかし、マルクスはヘーゲルの方法を全面的に承認するわけではない。マルクスは、「抽象的なものから具体的なものへ上向する方法」を「ただ思考にとつての方式であるにすぎない」（同前、五〇頁）というのである。「思考」の中の「諸範疇の運動」は、いかに具体的であれ、それは「現実的な生産行為」ではない。すなわち、構造化理論にとり、現実の国家の把握とは、多層的、多面的な規定により「思考」の中に「具体」を構築することではなく、いかに具体的な言説であつても（勿論、ジエソップのいう「アクチュアル」な規定も）、言説である限り、実践的観点からの批判的把握の対象となるのである。マルクスは、ヘーゲル的「思考」自体も「行為の產物」（つまり実践＝構造化の產物）だという。マルクスにとって、世界の把握は、「思考」の問題ではなく実践的問題である。世界は、「思考」によつてではなく、「芸術精神的に、宗教精神的に、実践精神的に」（同前、五一頁）獲得されねばならない。「芸術精神的、宗教精神的、実践精神的」な把握、すなわち実践的把握とは、ヘーゲル的な「具体」の把握とは異なる意味での——また、ジエソップの「アクチュアル」な把握とも異なる意味での——現実的把握なのである。

「具体」でさえも、実践的＝現実的にとらえ返されねばならない。ギデンズに即していえば、いかに「具体」的な構造も、構造化の、すなわち実践の產物として、とらえ返されねばならないのである（cf. [84]: 185-189, [81a]: 54-56）。

(3) 現実的国家の把握——暫定的結論

実践的把握＝現実的把握についてやるに論じる前に、次節で循環論法的、重層的、複合的な言説と抽象化の本質をさらに突き詰めておく必要がある。そこで、い)では、実践的把握＝現実的把握について、暫定的にのみ述べておきたい。

現実的把握の提起は、「議論を「学問」的観察者と日常的行為主体の本質的同一性の方へ回帰させる。両者の本質的同一性は、根本的には、第一章でみた、認識論的観点から存在論的観点への転換を含意するが、この存在論的観点では、抽象化により両極へと分解するアポリアは、実践において常に統一されていることになる。すなわち、アポリアが展開するのは、「学問」的観察者の「思考」においてであり、実践的には、「国家」と「國家」に関する言葉は、「主体」または「客体」、「部分」または「全体」のどちらかに決定されることなく使用され、このことにより、現実的国家は日々産出されていく。²⁶⁾ したがって、現実的国家の把握とは、「国家」が、「主体」と「客体」、「部分」と「全体」のどちらかに決定されることなく、これらを併せもち、すなわち、「主体」かつ「客体」、さらに「部分」かつ「全体」という多義性を帯びて、産出されることの把握でなくてはならない（これと対照的に、「学問」的観察者的、認識論的観点の採用は、抽象化して多義性を分解する視点をとることを意味せざるを得ない）。

また、現実的国家としてのstateや、さらに「国家」や「國」（くに）は、それぞれ歴史的に形成された個性的な言葉、觀念であり、これらの言葉、觀念は、他の言葉や觀念にも増して、ニュアンスに富み、時には神秘的でさえある強い感情（ポジティヴまたはネガティヴな）を動員し得る（他のい)のような言葉、觀念の例として、「貨幣」＝「資本」や、さらに後でみる「自己」self＝「自己同一性」self-identityを挙げておこう）。したがって、近代における現実的国家の解明とは、独特の、強い感情を伴うものとしての「国家」の解明でなくてはならない。

近代の「國家」が伴う感情の特質は、どうからくるのであろうか。それは、ギデンズも「国家」は、近

代における最大の「権力の容器」（補論⁽¹⁾）の⑧として、多数の人々の運命を左右することのみに由来するのではない。⁽²⁾構造化理論は、さらにその理由として、現実的国家が、まさに「主体」と「客体」、「部分」と「全体」の両方の含意をもち、近代においてこれらが意識化されていくことを示唆していると思われる。暫定的とはいえ若干敷衍しておこう。

「学問」的観察者は、多義性を区別し、感情的因素を排除しようとする（ただし、完全な排除は不可能であるが）。この多義性の区別の努力と、感情的因素の方法論的抑圧⁽³⁾＝疎外の努力とは、不可分に結合している。実は、この結合のメカニズムは、既に、実践の根源的能動性＝実存的不安の無意識化が、近代の論理の強迫的展開の動機づけを構成するメカニズムとして——「資本」に関し、前章（三の4）で示したメカニズムとして——見ておいたものに他ならない。すなわち、「資本」にみられる近代の論理の強迫的展開（反省的自己規制の展開）とは、「主体」と「客体」、「部分」と「全体」の抽象的アポリアの意識化の展開に他ならず、これは、根源的能動性＝実存的不安の没却、あるいは疎外的感情と表裏一体なのである。「学問」的に抽象化された世界では、感情的因素は、疎外された感情として現れるを得ない。疎外された感情とは、強く抑圧され、あるいは、それゆえに激発し得る。この感情の「学問」的疎外の問題は、「学問」的観察者と日常的行為主体の融合が進展する近代において、ますます日常的行為主体の問題となり、こうして拡大していく感情の疎外が、近代の論理の強迫的展開を動機づけていく。感情的因素を排除しようとする認識論的観点の優位は、皮肉にも、疎外された感情に彩られた近代の論理の強迫的展開と、コインの表裏を構成するのである（そして、この論点が、ギデンズのライフ・ポリティクス論における「感情の民主主義」の主張へと連なっていくことになる）。

「國家」に伴う神秘的でさえある強い感情とは、近代において展開する自己疎外的感情の表現である。「國家」

がこうした感情を動員するのは、「国家」は、近代における最大の「権力の容器」として、近代の反省作用（＝抽象化）の重要な焦点、すなわち、「主体」と「客体」、「部分」と「全体」のアポリアの重要な焦点となるからである。われわれは、この「国家」の多義性から、「国家」の理論を「國家論」state theoryとして論じ、議論を「政府」や「社会」の理論に解消してしまわないことに、積極的意義を見いだすことができる。すなわち、「政府」や「社会」は、それぞれ「部分」と「全体」のみを含意するのに対し、stateは、「部分」と「全体」、さらに「主体」と「客体」という多義性を帯び、アポリアを表面化させることにより、近代の言説の産出の特質＝行為の特質を、集中的に体现するのである。⁽⁴⁾ そして、このことは、多義性ゆえにstateは「政治学」から追放されるべき（イースト）なのではなく、むしろ、stateは、多義性ゆえに「政治学」的言説の中心となる——まさに「國家論」＝「政治学」批判の焦点となる——ことを意味する。

(4) 象徴論

「国家」の多義性と感情の問題に関し、ギデンズによる、やや暗示的な、「象徴」symbolについての次の言明も挙げておこう。ギデンズは、自らの立場とP・リクールの象徴論との親近性を承認しつつ、「象徴は、意味作用全体に本来的に存する固有の『意味の剩余』に依拠するものである。このような意味の剩余は、象徴的秩序における隠喻と換喻の結合として理解できる」（）⁽⁵⁾で心理学者C・G・ユングの象徴論も参照）といい、これとは対照的な、社会学における静態的な象徴観を批判する。ギデンズは、さらにこれに続き、「…リクールの立場を受け入れるなら、象徴性の示す『それ自身以外の何かへの言語の飛躍』とは、新しい意味を鼓舞する、象徴の潜在力を示している」とが理解できる。象徴の隠喩的、換喻的連想は、科学においても他のタイプの言説においても同様に重要である。実際、隠喩は、科学の諸理論の革新のまさに根源だともいえるのである」（〔79〕：106-108；一八一

一九) という。いいや、多義性をもつ象徴観へのギデンズの極めて高い評価（「科学の諸理論の革新の根源」）が目を引くが、ギデンズはこの問題をこれ以上敷衍していない。しかし、これから示す構造化理論＝「二重の解釈学」による国家論批判の内実は、まさにこの象徴論の展開として理解できると考える——先回りしていえば、現実的国家の把握とは、「国家」の象徴性の把握であり、それが国家論批判であるのは、「潜在力」をもつ象徴の把握自体が、「それ自身以外の何かへの言語の飛躍」であることによると考えられるのである。

言葉の批判の「土台」である存在論的転換も、以上の象徴論的觀点も、「国家」のみに当てはまるのではないし、重層的、複合的分析を否定するものでもない。むしろ、「国家」のみならず、あらゆる重層的、複合的分析の言説が、それぞれの重層的、複合的「場」において、存在論的転換により、そして、象徴論的觀点により、抽象化から救い出されねばならないのである。

補説Ⅰ——ギデンズの国家に関する言明

ここでは、ギデンズ自身の国家についての主な言明を挙げ、これに即しても本稿の視角と課題を確認しておく。なお、以下の①、③、④、⑤では国家に限定がなく、②、⑥、⑦、⑧は、近代国家に限定した言明であるから、以上の言明すべては近代の主権国家＝国民国家にあてはまる（①の「部族社会を除く」というのは、部族社会には国家は存在しないと考えるからである）。

①部族社会を除くすべての社会における国家は、実存的矛盾の外化された(externalised)ものであり、人間のソシ

エタルな組織(societal organisation)の矛盾的性格の焦点である ([81 a] : 237)。

②国際関係論の文献では、国民国家は、しばしば「行為者」(actor)として——「構造」としてよりもむしろ「行為主体」(agent)として扱われる。これは明確な正当化が存在する。ところが、近代国家は、たとえ言葉の厳密な意味において「行為する」のではないとしても、地政学的視野に基づく調整された諸政策・諸計画に従うといふのは、反省的にモニターされた諸システムである。そのようなものとして、それらは(近代国家の)「——岡田」、より一般的な近代の特徴である、組織(organisation)の興隆の主要な例なのである ([91] : 15)。

③すべての国家装置の形態は、……組織の複数性から構成されてくる。しかし、多くの理由から、その装置は単一の組織として扱うに値する。……すべての国家は、その支配に服する社会システムの再生産の諸様相の反省的モニターを含むのである ([85 a] : 17)。

④国家は、政治権力の制度化された組織にかかる集合体(collectivity)のセットとして最もよく理解できる ([81 a] : 220)。

⑤国家は、その支配が領土的に秩序づけられ、その支配の維持のための暴力手段を動員できる政治的組織として定義である ([85 a] : 20)。

⑥国民国家とは、他の国民国家の複合体の中で存在する、統治の制度的諸形態のセットであり、区切られた境界をもつ領土に対して行政的独占権を維持し、その支配は、法と国内的、対外的暴力手段の直接的コントロールにより確保される(sanctioned)こと ([81 a] : 190, [85 a] : 121, cf. [91] : 15)。

⑦ヨーロッパの国家間システム(state system)は、單に、絶対主義国家と国民国家がその中で発展した「政治的環境」ではない。それ(国家間システム——岡田)は、その発展(絶対主義国家と国民国家の発展——岡田)の条件で

あり、実質的に、まさにその源泉である ([85a]: 112)。

⑧国民国家としての近代国家は、領域が境界づけられた（にもかかわらず内的に高度に範域化された）行政的統一体として、多くの点で傑出した権力の容器(power container)の形態である ([85a]: 13)。

ギデンズは、古代国家の成立における、書字等を焦点とするサーベイラーンスの意義を強調していた。記号成立の第二段階における記号の自立化と、それによるサーベイラーンスないし遠隔化・範域化の展開により、はじめて国家は生成したのである（前章、一の二）。このサーベイラーンスの意義の強調は、近代国家も含めた国家における「暴力」(violence)の意義を強調する⑤、⑥に引き継がれている。さらに、④、⑤の中で、国家における「暴力」と「政治」との関連が示されている（い）での「政治」は括弧つきだが、これは引用であることを示すためで、近代固有の「政治」という意味ではない。なお、ギデンズは「暴力」の問題を、即、「政治」とイコールで結びつけるのではなく——（れについてはさらに後論）。ギデンズ国家論の一見して明らかな特徴として、このサーベイラーンスないし暴力の意義の強調と、近代における国家と国家間システムの本質的結合の強調とがある（特に後者を強調するのが⑦）。

以上のギデンズの説明の中では、①のみに間接的な表現ながら構造化と国家との関連が示されている。①の「実存的矛盾の外化」とは、客観化された構造の産出であり、構造化の作用に他ならない。この構造化の觀点を度外視すれば（あるいは、構造化の十分な理解がなければ）、国家論のアポリアは解決されるどころか、ギデンズ自身の言説がアポリアに苛まれているように見え、さらに、他にも一貫しない部分があるようになることになる。

まず、「部分」と「全体」のアポリアに関し、ギデンズは、政府ないし政府の行政機構（＝「部分」としての国家）

を意味する時は、「国家装置」state apparatus どころか、「国家」という用語を、社会ないし社会システムの「全体」を示す言葉として留保するが([85a]:17)、この区別は必ずしもギデンズ自身により守られているとはいえない。一方、ギデンズは、国家と国家装置を「組織」として扱う。「組織」とは、反省的自己規制（②等では「反省的モニター」と言い換えられている）を伴う「集合体」のことである([84]:200, 203, [90c]:303)。この反省的自己規制を伴う「組織」は、「客体」的な「形態」(⑥)として現れる一方で、「行為者」(②)としても現れる。すなわち、国家は、「主」・「客」両方として現象しているのである。なお、「全体」としての国家が「組織」であるだけでなく(②)、国家装置も「組織」であり、国家装置はさらにその中に「組織」を含む(③)。このような「組織」からなる国家とは、一体どのようなものであろうか——補説]のべらー(「行為構造」)や、ジエソップ(「戦略的選択性」)の定式化と実質的に同じにみえるが、これらとどう異なるのであろうか。

さらに、次のような疑問も生じる。ギデンズによる暴力の意義の強調(⑤、⑥)は、よく知られたM・ウェーバーの立場を思わせ、また、国家間システムにおける国家に関する言明(⑦)は、T・パーソンズの「境界維持システム」の理論(境界を維持すること)とは、あるシステムが外界と自らの存在とを区別し、その内的均衡や恒常性を確保するのに本質的に重要であることを指摘した)を思わせる。ところが、他の所では、ウェーバーの国家論・暴力論は批判的に言及され([81a]:177, [85a]:20, 27)、パーソンズを含む機能主義的社會学の「境界」理論も、やはり批判されるのである([90a]:13-14; 一七)。これは、なぜであろうか。

以上の疑問への答えの鍵は、やはり、構造化=「二重の解釈学」の徹底的な理解と、それに立脚した国家への言語論的アプローチにある。以下でも論じるように、「主体」でも「客体」でもあるという国家とは、国家=「国家」という言葉という立場から理解されねばならない。そして、この「主体」でも「客体」でもある「国家」は、構造

化の視点から批判的に相対化される。以上のギデンズの言明に則していえば、「政治的組織」としての国家自体が、①に示された構造化の視点からの批判の対象だといえるのである。彼の言明を注意深くみれば、このことは、国家＝「政治的組織」と端的に言い切られず、「焦点」や「形態」が附加されることや①、⑧)、「組織にかかる」(④)とされることに表れている。言葉が「焦点」ないし「形態」——すなわち「矛盾の運動する形態」——であるといふのは、まさに構造化の立場に他ならぬ、「組織にかかる」というのも、「組織を指す」(言葉)という意に解せる。すなわち、国家＝「政治的組織」という命題は、国家は「政治的組織」として現象している、あるいは、「政治的組織」として現象する言葉だという意味であり、このことは、国家＝「政治的組織」という命題自体が、單なる「国家」同様、構造化の視点からの批判の対象であることを意味する(日常的行為主体の産出する「国家」と「学問」的言説との原理的区別などなく、両者は同様に批判の対象であった)。

根本的には、これと同じ事情により、ギデンズの言明にはウェーバー的、パーソンズ的言説が現れる一方で、それらが批判の対象となるのである。⁵⁸⁾

注

- (1) 「国家」は「政治学」の言説から消えることもあるとはいへ(例えば、アメリカ政治学の伝統において)、後で補説(+)でみるような言説を、「国家論」と「政治学」とに区別することは不可能である。なお、「国家論」や「政治学」は言説に他ならぬから、本稿の表記法では、厳密には括弧つぎになるが、以下では煩雑さを避け、しばしば括弧を省略する(「国家論」や「政治学」の言説的性格を強調する場合は省略しない)。「国家」についても、同様の理由で括弧を省略または付加する場合がある。
- (2) ギデンズの言明の例は、後の補説(+)参照。

(3) ギデンズ的な批判と、ハーバーマスの批判理論との違いは、第一章で、現代社会学の諸潮流とドイツ古典哲学の展開を類比しつつ——ハーバーマスの批判理論はフォイエルバッハの立場に類比された——既に論じた。そこでは、マルクスによる「ドイツ古典哲学」=観念論批判は、現代社会学の諸潮流における言語=「道具」論（言葉と実践とを同一化しようとする）への批判としてとらえ直された。機能主義的社会学に対する批判者であるギデンズが、場合により、ハーバーマスに対してまでも機能主義批判を投げつけるのは([82]:113, cf. [87]:250; 11111111)，ギデンズの機能主義批判が、最も本質的には、言語「道具」論批判のレベルから行われているからに他ならない。

(4) E・ラクラウとC・ムフの言説的・ベゲモニー的理諭(E. Laclau and C. Mouffe, *Hegemony and Socialist Strategy*, London : Verso, 1985, 山崎カヲル・石崎武訳『ポスト・マルクス主義と政治』大村書店、一九九二年)が想起されるが、これには、後で批判的に触れたい。

(5) これに関し、「社会理論の最前線」(文献[79])の冒頭に掲げられている、メルローポンティの次の言葉が想起される——「哲学と社会学は、これまで長きにわたり分離したままであった。共通の土俵に上がることを拒み、互いの成長を促進したり、互いに理解を深めることもなかつたから、対立が明らかになることはなかつた。そしてその結果、文化は絶え間ない危機にさらされてきたのである」。以下の課題に即せば、この文中の「社会学」は、「国家論」=「政治学」と読み替えられる。

(6) 日常的行為主体と「學問」的觀察者との区別がないことは、社会科学の方法である「二重の解釈学」が、社会システムのダイナミックな変容をもたらす反省的自己規制も含意することに表れていた(前章、三の2の(3), [76]: 79, 146; 一一〇—一一一、一一一、[84]:xxxiv-xxxv, 284)。ただし、反省的自己規制と「二重の解釈学」とは、単純に同一視できない。本文でいう「二重の解釈学」の厳密な理解とは、このことにも関わる。反省的自己規制は、「解釈」を「解釈」し直していく過程として現れるが、正確には、この二つの「解釈」が「二重の解釈学」を構成するのではない。「二重の解釈学」の第一の解釈は、実践=対象化=構造化そのものであるのに対し、第二の解釈は、実践による記号、言説の産出を前提とする、記号、言説の「解釈」で

ある。したがって、本稿の表記法では、第一の解釈は、括弧のない解釈であるのに對し、第二の解釈は、括弧つきの「解釈」である。「つまり、「解釈」と「解釈」ではなく、解釈と「解釈」が、「二重の解釈学」を構成する（反省的自己規制は、記号成立の第二段階に顕在化する、解釈と「解釈」の相互作用であるところの意味で「二重の解釈学」と結びつぶしてゐる）。構造化理論の基本的觀点は、解釈＝実践からの「解釈」の批判にある以上、「解釈」の「解釈」に直して、ハイマーは「二重の解釈学」を述べてゐるが、根本的な誤解をさへむ。」のような誤解の例として、Martin O'Brien, "The Sociology of Anthony Giddens: An Introduction", in Anthony Giddens and Christopher Pierson, *Conversations with Anthony Giddens: Making Sense of Modernity*, Cambridge: Polity Press, 1998, pp.4-5. 邦語文献の例として、宮本孝二「ギデンズの社会理論——その全体像と可能性」八千代出版一九九八年、三六一-三八頁。)の「二重の解釈学」理解の弱点は、ギデンズの構想するライフ・ポリティクスを、やはり反省的自己規制のイメージに還元する(O'Brien, op.cit., pp.20-25, 宮本前掲書、一〇七—一六頁)という問題点と結びついていると考えられる（後論）。ただし、本稿で必要な「二重の解釈学」の厳密な理解とは、)の論点にこだわるものではない。

「二重の解釈学」理解の弱点は、構造化の理解の弱点に由来する。前稿以来、構造化理論について多くの論者の議論の問題点として、構造化の徹底的理解の欠如を指摘し、これを埋める)とを課題としたが、)の課題設定は、これら最近のギデンズ社会理論の紹介書に対しても依然有効だといえる（こゝまでもなく、O'Brienの場合に限らずとも、ギデンズと仕事を共にする)といふ、構造化理論の正確な理解やその理論的立場の共有とは、別の事柄である）。また、筆者は、次の二つにも基本的に同様の評価があつてはある)と考えてゐる。Kenneth H. Tucker, Jr. *Anthony Giddens and Modern Social Theory*, London: SAGE, 1998, Stjepan G. Mestrovic, *Anthony Giddens: The Last Modernist*, London: Routledge, 1998.

(7) ハリヤの本稿の批判の対象の整理は、やハグハム・ハーロが記す一般に關し、彼の批判の対象として、「ボルフスリオフの樹木」＝「辞典」・「百科事典」的モデルを設定する)によると、ほぼ対応してゐる（ウングルト・ハーロ「記号論と概念哲学」谷口勇訳、国文社一九九六年、第一章）。

(8) ルーマン自身は、循環論法という言い方を必ずしも好まない（これについては後述）。なお、ルーマンによれば、政治システムにおける「国家」の位置は、経済システムにおける貨幣の位置に相当する。経済システムでは、貨幣が情報処理の準拠点として用られる」として「自己準拠」が現実化するのである (*Soziale Systeme*, S.624-627, 邦訳八四一-八四五頁)。構造化=自己）面及性の観点からは、この「自己準拠」的貨幣論と既論の岩井克人氏の循環論法的貨幣論（前章、一の注(1)、(13)、(15)）に対しても、全く同一の批判が成り立つ（岩井貨幣論とルーマン貨幣論の親和性の示唆として、春日淳一「経済システム——ルーマン理論からみた経済」文眞堂一九九六年、九一—〇頁）。循環論法的=「自己準拠」的諸関係を構成する言説自体は（「政治」や「主権」に関する循環論法的言明と同様）、構造化理論による批判の対象なのである。

機能主義に対する批判者であるギデンズがルーマンに批判的なのは、ギデンズ自身の言明からも明らかであるが ([84]:xxxvi-xxvii, cf. [82]:112)、その一方で、ギデンズの体系にはルーマンに由来すると思われる用語——「信頼」「エビソーン」等——が目につく」とも事実である（後論）。これは、結論的には、機能主義理論は、構造化という「土台」にとっての「上部構造」であるからに他ならない。このため、「上部構造」は「土台」の構造化から批判的に相対化される一方で、ギデンズが「上部構造」の動態や特質について論じる場合には、「国家」と「政治」の循環論法のように、あたかもギデンズが機能主義的説明を受け入れているかのように見える」とがある。¹⁾ いのうえに注意するには、以下のギドンズ読解の重要なポイントでもある。

(9) ジェソップの主たる業績として、Bob Jessop, *The Capitalist State*, Oxford : Martin Robertson, 1982 (田口富久治、加藤哲郎、中谷義和、小野耕二訳『資本主義国家』御茶の水書房、一九八〇年), do, Nicos Poulantzas : *Marxist Theory and Political Strategy*, London : Macmillan, 1985 (田口富久治訳『テーランガスを読む』合同出版、一九八七年), do, *State Theory : Putting the Capitalist State in its Place*, Cambridge : Polity Press, 1990 (中谷義和訳『国家理論』御茶の水書房、一九九四年)。おぐ後にみるレギュラシオナリティ理論に關して、do, 'Regulation theories in retrospect and prospect', in *Economy and Society*, 19(2), 1990. めり最近のジェソップの理論動向を示す邦語文献として、ボブ・ジェソップ「国民国家の将来：政治の脱国家化および市民社会の統治化に対する諸

限界」（櫻井、高嶋、篠田訳）、「立命館産業社会論集」三二一卷四号、一九九七年。

(10) 平田清明「市民社会とレギュラシオン」岩波書店、一九九三年、三二一六一三三〇、三四五一三四七頁、同「レギュラシオン理論国際シンポジウムカードィフ大会の素描」（『経済評論』一九九〇年三月号、日本評論社）、七一一一頁。

(11)

（11） ジェソップの「蓄積体制」や「レギュラション様式」の理解は、筆者の理解とは異なる。前稿〔〕、二六一頁参照。

(12) ジェソップは、重層的、複合的諸規定を結びつけ徐々に妥当な説明を構築していく方法を「接合（articulation）」と呼ぶ。（Jessop, *The Capitalist State*, pp.213-220. 邦訳二六一一一七一頁、do. *State Theory*, pp.10-11. 邦訳一九一一一一頁。翻訳やカタ

カリーが「接合」できるのは、それらがそれぞれの「時間」・「空間」的な妥当範囲をもつて、すなわち、それらが「時間」・「空間」的マトリックスの中に位置づけられることによる。社会科学のカタゴリーが、こうした「時間」・「空間」的イメージと結合した重層性、複合性を有することの理解は、さほど困難ではなく自明とさえいえる。この意味で、ジェソップの方法は、難解な形で展開されているにもかかわらず、われわれの「常識」の、理論的に洗練された形態といえる（ただし、このように「洗練」しておこことには、後でもみると、「学問」的意義を認め得る）。

なお、「構造的カップリング」「共進化」については、*State Theory*, ch.11 参照。

(13) こうした感情は、当面、感覚とも区別されず、また、社会科学の方法論の文脈で問題となる価値的、倫理的判断をも含むものとして、最も一般的な意味で理解してよいが、後では、その近代での種差が問題となる（注27）。さらに、その近代的種差性を有する感情は、ギデンズ近代批判の観点から「感情の民主主義」democracy of emotions の対象として論じられるであろう。

(14) David Easton, *The Political System*, New York: Alfred A. Knopf, 1953, pp.106-115. ナウイッシュ・イーストン『政治体系政治学の状態への探求』（第2版）山川雄巳訳、一九七六年、ペリカン社、一一一-一一〇頁。

ただし、「国家」の追放にもかかわらず、イーストンも今からみるアポリアと無関係ではない。「入力」と「出力」を通じて

- の「政治システム」と「環境」との相互連関をみるイーストンの周知の図式は、心理データを重視する行動論的研究を、状況データの重要性の強調により補う、政治過程論的アプローチの主張と結びついていた。このアプローチでは、政治システムは、政治行動の「主体」としても、状況データにより規定を受ける「客体」としても現れる。以上の「主」・「客」の要素の指摘——ここには、アメリカ政治学の展開も、以下の補説⁽¹⁾でみるような、アポリアの展開として理解し得ることが示されている——と、彼の近著『政治構造の分析』（山川雄巳訳、ミネルヴァ書房一九九八年）を含んだ紹介として、田口富久治・中谷義和編『現代の政治理論家たち』法律文化社一九九七年、第八章（田口富久治執筆）参照。また、イーストン政治システム概念の、「部分」と「全体」の問題をめぐる曖昧さの指摘として、佐々木毅『政治学講義』東京大学出版会一九九九年、七九一八〇頁。
- (15) ギデンズは、stateを「全体」の意で使うが、曖昧さが残る。補説⁽²⁾参照。
- (16) 国家Sは、神聖ローマ帝国による統一的支配が失われたイタリアの地域権力を指すstateとして生まれ、後の絶対主義の支配様式において実質的に確立された。国家Sにとつては、領土も人民も、戦争の勝敗や相続によって王朝から王朝へと委譲され得る支配の対象である。これに対し、国家Nとは、支配機構とは区別された人的団体、政治社会である。この国家Nは、古典古代以来の国家pc系の用語とイメージを引き継ぎつつ、絶対主義（と中間団体）を排する近代市民革命を通じて確立される。この国家Nが国家Sと重なった時、主権国家であり国民国家である近代国家は成立する（福田歎一『国家・民族・権力』一九八八年岩波書店、一五一九九頁）。さらに、注⁽¹⁸⁾の後段をみよ。
- (17) 最近の市民社会論の動向を示すものとして、さしあたり、八木紀一郎、山田鋭夫、千賀重義、野沢敏治編著『復権する市民社会論——新しいソシエタルパラダイム』日本評論社一九九八年。なお、平田清明氏の市民社会論の要約として、同書の山田鋭夫氏の議論（二四五—二五九頁）は分かりやすく有益である。
- (18) ここでは、次のような例が念頭にある（ただし、以下の例の全てで、意識的にアポリアの問題が答えるべき課題として設定されているわけではない）。

まず、「部分」と「全体」とを区別する例として、注¹⁴のイーストンの他、「部分」としての国家を「ステート」とし、「全體」としての国家を「ネーション」として、「ステート・ビルディング」（絶対王政による官僚制、常備軍を中心とする中央機構の形成）と、この「ステート」を核とする「ネーション・ビルディング」（文化、言語の共通性、経済生活の一体性と関連した自覺的アイデンティティを伴う共同体の形成）を問題にするアメリカ比較政治学の理論的伝統や、それをさらに展開した、S・ロカンの所説が挙げられる（ロカンの所説に関しては、篠原一「歴史政治学とS・ロッカン」、犬童他編『戦後デモクラシーの成立』岩波書店一九八八年、篠原一「ヨーロッパの政治』東京大学出版会一九八六年、また、田口富久治『政治学の基礎知識』青木書店一九九〇年、田口富久治『民族の政治学』法律文化社一九九六年も参照）。また、松下圭一氏は、「部分」と「全体」に対し、それぞれ「ガヴァメント」と「ソサエティ」を用いれば「ステート」は必要ないという（結論的にはイーストンと同様の）立場をとるが、この理由は、国家観念が「官治性、無謬性、包括性」を含意し、松下氏の構想する「市民」の成熟に否定的影響をもつからである（松下圭一「ロック「市民政府論」を読む」岩波書店一九八七年）。この議論では、「ステート」があまり用いられなかつた英語圏の状態が価値的にベターであることになる。これは、形の上では、「部分」と「全体」とを用語的に区別するタイプといえるが、実質的には、自覺的な「学問」的、「政治」的立場の選択により、「部分」としての国家を探っている例といえる。

これらに対し、アポリアの対抗関係の変遷を思想史学的に明らかにしようとする、先の福田氏の議論を、注¹⁶を引き継ぐ形でみておこう。国家Sと国家Nの結合により、主権国家、国民国家としての近代国家は成立するが、現実の近代国家が成熟するにしたがい、国家Sと国家Nとが互換的に用いられる一方で、国家Sと国家Nとの分極化——すなわち、*bürgerliche Gesellschaft* の「部分」性を強調し、staatに國家pcの再現たる完全な共同性を求めるヘーゲルのモデルと、civil societyなるnationを主物とし、政府をその従物とするアダム・スミス以降のモデルとの分極化——も明らかになつていく（すなわち、アポリアが明確化していく）。また、近代国家における国家Sと国家Nの結合は、必ずしも常態ではない。事実としての国家Nの不在の故に、

これを理論に求めたフィヒテの『ドイツ国民に告ぐ』は、ナポレオン帝国に対抗し、国家Nを自己目的化・神秘化するナショナリズムの成立を告げていた（国家Nの自己目的化・神秘化とは、「国家Nが一個の「主体」として觀念される」として理解できる）。(1)ではナショナリズムの問題が、國家の用語の「主体」化として把握され得る」とに注意しておられる。第一次世界大戦を契機としたナショナリズムの高揚は、労働者階級の国際連帯を求めた第二インターを崩壊させ、また、(1)のような状況は、逆に、多元的国家論からギルド社会主義に至るまでの、主権概念への激しい批判と、職能的、地域的自治、分権の要求の噴出へも結びついていく（本文でみた二つの意味での「部分」性の主張）。一方、帝国の支配に対抗するナショナリズムは、二次にわたる世界大戦を経て、全世界へと拡散し、それに伴い、国家Sと国家Nの緊張関係も、多様な形態をとりつつ全世界に拡散、深化し、次第に主権国家＝国民国家の擬制的性格を明らかにしていくのである（福田『国家・民族・権力』、特に三一四九頁）。以上のように、国家Sと国家Nとの用語的区別により問題を解消せば、これらが同化されたり、対立させられることの現実的意義を明らかにする福田氏の議論からは、「ステート」の両義的使用的意義と問題を読み取りやすく、本稿の観点に対し、より示唆的だといえる。

(19) アボリア解説の試みとして、ヘーゲルのそれをおいすりとはできない。ヘーゲルについては後で改めて論じる。

(20) ヘラーの「政治」活動へのかかわりを含む『国家学』の成立事情は、その「訳者解説」に詳しく述べる。

(21) ジェソップに関する文献は、先の注(9)を参照。

(22) ジェソップとギデンズの直接のやり取りとして、文献[89]の両者の論考 (Jessop, pp.103-128; Giddens, pp.249-301) があるが、ジェソップのギデンズへの問題提起(p.121)は、おれにいの点に觸れる。これに対し、ギデンズは、「資本の論理」が様々な理由から貫徹され得ない」とを筆を手短かに論じるのみで、ジェソップとの違ひを積極的に展開するところをしない(p.274)。

(23) Jessop, *The Capitalist State*, p.212, 邦訳一六一頁, do, *State Theory*, p.340, 邦訳五〇七頁。

(24) 厳密にいえば、(1)では、ジェソップとヘーゲルとは（勿論マルクスも）食い違う。ジェソップの理論的目標は、必ずしも

最も「具体」的なものの把握ではなく、「抽象」と「具体」の中間の「アクチュアル」なものの把握の重要性が強調される。これは、ジエソップの「抽象」と「具体」が「時間」・「空間」的イメージと結合しており（注12）、「具体」が、「時間」・「空間」的妥当範囲の狭い事象と理解されるためである。

(25) この構造化の観点からの「序説」理解は、「序説」後半の、ギリシア神話へのマルクスの高い評価（そこでは抽象的にで単純なものも「芸術精神的、宗教精神的」に把握され、生き生きと描かれている）とも整合的だろう。ジエソップは「抽象」と「單純」とを区別するが、マルクスはこれらを区別せず、近代では抽象的にしか観念されないが、古代では生き生きしていたものを指して「單純」という用語を使用していると解せる。マルクスは、「抽象」を、生き生きとしたもの（その例が「單純」なギリシア神話にみられる）へと蘇らせたいのである。

(26) ごく簡単な例として、「国家に命を捧げる」という言説をみておこう。「国家に命を捧げる」とことは、国民全体の共同体への奉仕、「政府」の軍事的部門の指揮命令下で働くこと、あるいは、一個の人格である君主への忠誠（君主＝国家。すなわち最も「部分」的で「主体」的な意味の国家への忠誠。ただし、ここでも「主体」と「客体」の動搖はあり得る。最も「主体」らしく見える「君主」も、場合によつては「客体」として現れ得る——例えば「天皇機関説」において）の全てを、同時に、意味しうる。また、「国家公務員」という言葉にも、「政府」の要員というだけでなく、「全体」への奉仕者という含意がつきまとう。近代のわれわれは、以上のような「國家」の多義性の区別を展開しつつ、しかし、その多義性を同時に併せもたせ、この言葉を、ポジティヴまたはネガティヴに、ニュアンスに富んだ仕方で、現に使用している。

(27) ここでの感情は、心理学者C・G・ユングのいう、感覚とは区別された意味での感情——言葉による思考との結びつきが強い——として理解し得る。ユングは、未開人や幼児においては、思考Denkenや感情Fühlenは、感覚Empfindungにより圧倒されているという（C・G・ユング『タイプ論』林道義訳、みすず書房一九八七年、四五六頁）。本稿の用語でいえば、記号成立の原初的段階では、感情は感覚から未分化であるのに対し、第一、第三段階では、言葉による反省性と結合している「感

情」の種差性が明確化し、その作用を強めるといえる。

(28) この事情は、近代の「資本」や「自己同一性」にも当てはまる。「自己」や「自己同一性」が、強い感情を呼び起こす理由も、単にそれらが他ならぬ自分に係わるからだと考える（これはわれわれ近代人の実感である）ことはできない。後でみると、非近代と近代の「自己」、「自己同一性」は区別されねばならない（近代の言葉が伴う実感を、過去の事象の理解にもちこむことに対する福田氏の戒めは、「國家」だけではなく「自己」にもあてはまる）。「貨幣」についても同様であり、われわれにとつて自明にみえる貨幣欲、営利欲も、決して自明でも普遍的でもない。古くから果てしない欲望の対象であつた貨幣が、近代資本主義の「資本」に転化するために、人間のどのような精神的、感覺的変化を要したかは、M・ウェーバーの周知のテーマ（『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』）に他ならない。

(29) 「学問」における価値的判断の問題は、これも周知のM・ウェーバーの社会科学方法論の問題圏に属するが、ここでは、本文稿で扱うアボリアの問題を、學問的生涯を通じて中心的視角（の一つ）として維持したとされる丸山真男氏（このような丸山理解として、 笹倉秀夫『丸山真男論ノート』みすず書房、一九八八年）を取り上げておこう。丸山氏においては、「個」と「全体」とは、相互反発と相互補足からなる緊張関係として自覚され（「アンチノミーの自覺」）、この自覚こそが、それぞれの内容をより高次のものに高め、かつ、問題に対する精神的独立性の確保を可能にする、と考えられる（「主体的緊張の弁証法」）。近代以前の伝統的言説の検討においても、時代的制約の指摘に止まることなく、その今日的意義を引き出すために、言説を抽象化してとらえることの重要性を承認する丸山氏は（ただし、歴史的人物を自由勝手にその時代から切り離して現在化するのではなく、どこまでも過去を媒介にして現在化するという意味での抽象化だとい）、第二次大戦中に執筆した北畠親房論においても、親房の、「全体」に抗する「個」の強調さを支える「心情倫理」ないし「内面性」の普遍的意義を見い出す。このような「個」と「全体」の「アンチノミー」の把握は、丸山氏によるるべき「政治」像（価値判断を含む）や、そのための「戦略」的構想と無縁ではないだろう。しかし、「学問」の抽象化の手続きでは、南北朝期の親房をめぐる具体的情勢や、戦

時の天皇制国家下という執筆時の丸山氏をめぐる具体的情勢、さらに、それに対する丸山氏の個人的感情は、一旦括弧に入れらるべきである——このこととも丸山氏本人はよく自覚し自戒している（ 笹倉前掲書、一四四頁）。近代のわれわれにとり、「個」と「全体」の「アンチノミーの自覚」は、「実践」的には、価値的、倫理的判断への直面を提起し、大きな感情的ストレスの原因となることは明らかである。しかし、「学問」的手続きとしては、これを抑圧しなければならない。またしかし、他方で、価値的、倫理的判断や感情的ストレスが、「学問」的いとなみの動機づけを構成してもらっているのである。 笹倉氏によれば、このような関係にある「学問」（「理論」）と「実践」の事情 자체も「アンチノミーの自覚」の対象なのである（ 笹倉前掲書、第三章）。

本稿でいう国家論批判は、「個」と「全体」のアポリア（「アンチノミー」）の批判的把握を当然含むが、「学問」的抽象化と感情の「アンチノミー」（ 笹倉氏のいう「理論と実践のアンチノミー」）も、この対象に含まれる。構造化＝実践の視点からは、前者は必然的に後者を内在させており、二つの「アンチノミー」は同一の事態を異なる角度から表現したものに他ならない（本文で強調する「学問」的抽象と感情の問題との本質的結合を想起。注釈を引き継いでいえば、言葉の自立化が伴う感情抑圧の試みこそが、感情と感情に伴う問題を発生させる、ともいえる）。構造化理論の観点は、近代の「アンチノミー」の自覚化の意義や、丸山氏のそれが、近代における最も高度に洗練された感情と結合していることを、必ずしも否定するものではないが、この近代の「自覚」とそれに伴う感情自体は、まさに構造化理論の批判の対象に他ならない。このような意味で、ギデンズの近代批判は、「近代主義者」＝丸山真男氏の批判を含意するといえる。

(30) 感情的因素を強く含むと考えられる「ナショナリズム」の語源としての「ネイション」は、「部分」と「全体」に関しては両義的とはいえないが、「主体」か「客体」がという点では両義的といえる。先の注¹⁸参照。

(31) この意味での国家の中心性は、国家を「独立変数」的に扱い、国家の「社会」からの自律性と「社会」に対する主体性を強調する、T・スコチボルの国家中心論のそれとは、勿論異なる。 Theda Skocpol, 'Bringing the State Back In : Strategies of Analysis

in Current Research', in P. R. Evans, D. Rueschemeyer and T. Skocpol, eds, *Bringing the State Back In*, Cambridge : Cambridge University Press, pp.3-37.

(32) リード・ギデンズは、象徴と記号とを区別して云ふが、この区別は、記号とは別に象徴というものがあると解するべきではなく、記号が一義的な意味をもつとする記号観（ギデンズの云う「社会学における静態的な象徴観」。象徴に一義的意味を仮定するのは、言語「道具」論的である）と、多義的に扱はれた記号との区別だと理解すべきである。つまり、象徴とは、多義的なものとしてとらえられた記号である。リード・ギデンズは、社会の制度的諸次元として「象徴秩序／言説様式」、「政治制度」、「経済制度」、「法／サンクタンソンの様式」を区別しているが、ギデンズは、「政治制度」以下の制度的諸次元に象徴性がないというのではなく、他の制度的諸次元が本質的に象徴性と結びついていることを強調している。このような象徴＝記号には、一方が図像的で他方が文字的といった区別もなく、実践により対象化されたものが一括されているのである。記号については、前章、一の注(3)も参照。

(33) 例えば、(3)の「国家」は(3)は「国家」と「国家装置」とを区別したすぐ後にあるのだが、控えめにいっても「国家装置」の意に解する余地がある。一方、ギデンズの国家＝「全体」説にも注意が必要である。ギデンズは、「社会学」において「境界を規定されたシステム」という含意をもつ「社会」は、実質的には近代の国民国家を意味する ([90 a] : 12-13; 11六・一七, cf. [84] : xxvi-xxvii) ところが、すぐに見るようにな、この立場をそのまま彼の立場だと考えることはできない。

(34) ②の、国民国家を「行為者」として扱うことに対する「明確な正当化の存在」と云うのも、「正当化」へのギデンズの賛意を示すものではない。リード・ギデンズが批判的に相対化する反省的自己規制のことである。したがって、「正当化」とは、彼による「主体」説の支持を意味せず、「主体」としての国家の現象という事実の承認に過ぎない。

(35) ギデンズはその理由として、国家の暴力手段の正統的独占の命題は、近代の国民国家にのみ妥当するところ一方で ([85 a] : 18)、近代にも長期的「内乱」があることを承認する ([85 a] : 121)。それにもかかわらず、近代においての命題が有効なの

は、長期的「内乱」が例外的だからのみならず、「内乱」も「国家の暴力手段の正統的独占」という言説をめぐって戦われるからである(*ibid.*)。さらに次の注⁽³⁶⁾参照。

(36) 根本的には、近代に限定された「暴力手段を正統的に独占する国家」という命題さえも、批判的把握の対象なのである。「内乱」も「国家の暴力手段の正統的独占」という言説をめぐって戦われるのは、この言説が「内乱」の焦点となる言説であり、批判的に把握されるべき「矛盾の運動する形態」であることを示している。

このような理解の仕方は、注⁽⁸⁾の終わりに「機能主義的説明」に即して述べた、ギデンズ読解法の一例に他ならない。